

# コーポレートガバナンス・ガイドライン

AZ-COM丸和ホールディングス株式会社

## 第1章 総則

### 第1条（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）

当社は、経営理念として「お客様第一義を基本に、サードパーティ・ロジスティクス業界のNo. 1企業を目指し、同志の幸福と豊かな社会づくりに貢献する」を掲げ、お客様や地域社会をはじめとするステークホルダーと共に発展していくことを目指す。経営理念の実現のためには、ステークホルダーに対する経営の透明性及び効率性を確保し、コンプライアンス経営の遂行と企業倫理に基づく事業活動を行っていくことが必要である。そのため、当社は経営の透明性を図り、経営監視機能を発揮できるコーポレートガバナンス体制を構築し、確立するとともに、基本方針として、本ガイドラインを定め、実効的なコーポレートガバナンスを追求する。

## 第2章 株主の権利・平等性の確保

### 第2条（株主の権利の確保）

当社は、株主の権利が実質的に確保されるため、株主の平等性と円滑に権利行使ができる環境整備を行う。

### 第3条（株主総会）

株主総会における会社提案議案について、相当数の反対票が投じられた場合は、原因の分析を行い株主との対話等の要否を検討する。

2. 株主総会において、決議事項の一部を取締役に委任する提案を行うに当たっては、取締役会がコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得る体制となっているか否かを考慮し決定する。また、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から総会決議事項の一部を取締役に委任することが可能となるコーポレートガバナンス体制の強化に努める。
3. 株主総会は当社における最高意思決定機関であり、その構成員である株主の意思と権利が適切に反映されるよう配慮する。また、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利行使については、株式取扱規程で権利行使の方法を定めるなど、その権利行使が円滑に行行使できるよう環境整備を行う。
4. 株主総会に出席できない株主に対しては、郵送による議決権行使に加え、インターネットによる議決権行使の導入や議決権電子行使プラットフォームの利用を通じて、株主が議決権を行使しやすい環境を整える。
5. 株主総会において、株主が適切な判断を行うことができるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めるとともに、招集通知に記載する情報を発送日より前に当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて和文及び英文にて開示する。
6. 株主総会においては、株主との建設的な対話の充実を図るため、より多くの株主が株主総会に出席できるように配慮し、適正な財務報告と監査のための十分な時間を加味したうえで、集中日を避けた開催日を設定する。
7. 株主総会において、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、信託銀行等に

代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合には、信託銀行等と協議の上、対応を行う。

#### 第4条（資本政策の基本方針）

当社は、新株割当・公募増資等の動向が既存株主の持株比率の低下や、株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資金調達手段や資金使途との検証と併せ、十分な説明に努めるものとする。

2. 当社は、持続的成長のための先行投資を推進し、収益力および資本効率の向上を図るとともに、累進配当を継続して実施することで、株主に対する安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針とする。配当性向（連結）については40%を目安とする。
3. 当社は、自己資本利益率（ROE）を経営指標に加え、資本効率を意識した経営を行うものとする。
4. 当社は、大規模な株式の希薄化をもたらす資本政策など、株主の利益に影響を及ぼす可能性のある資本政策等の決定については、次の視点から慎重に検討するものとする。
  - （1）株主利益の尊重
  - （2）代替手段の模索
  - （3）独立社外役員の意見も含めた、取締役会における十分な検証また、当該資本政策を実施する決定を取締役会で行った場合は、株主に対して速やかに情報公開を行うものとする。

#### 第5条（政策保有株式）

当社は持続的な成長と中長期的な事業戦略の実現、取引先との円滑な事業推進を図るため、当社の企業価値向上に必要な場合や保有意義が認められると判断した株式について取得・保有する。また、毎年取締役会において個別銘柄ごとの検証のもと、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については縮減を図る。

2. 事業戦略上保有している株式を含め、上場会社株式は個別銘柄ごとに取得・保有の意義や、保有に伴う便益やリスク及び当社の追求する利益率（資本コストを下限）に見合っているか等を毎年、取締役会において検証し、アライアンス効果や検証結果が基準を下回った保有先とは採算改善交渉等を行い、改善が困難と判断される場合には保有株式を縮減する。
3. 政策保有株式の議決権行使については、議決権行使基準を定め、株主価値の毀損につながるか否か、当社への影響等の観点を踏まえ議決権行使基準に照らし合わせて適切に行使する。
4. 当社の株式を政策保有株式として保有する会社から売却等の意向が示された場合、取引の縮減を示唆する等の意向を妨げる事は行わず、適切に対応を行う。

#### 第6条（買収防衛策）

当社株式が公開買付けに付された場合は、会社の所有構造に変動を及ぼし、株主の利益に影響を与える恐れがあることから、取締役会としての考え方を速やかに株主へ開示する。また、当該公開買付けに関して買収防衛策を講じる場合には、取締役会及び監査役が株主に対する受託者責任を全うする観点から、必要性及び合理性を十分検討し、株主

に必要な説明を行うものとする。なお、株主の権利を尊重し、株主が公開買い付けに応じることを妨げないものとする。

#### 第7条（関連当事者間の取引）

役員の新業、自己取引等に関しては、取締役会規程等により、事前の取締役会の承認を得ることを求め、事後に報告させることにより監視する。また、関連当事者との取引を行う場合には、重要性に応じて取締役会の決議事項とし、取引の必要性やその妥当性を勘案することで、株主や会社の利益を害することのないよう確認する体制を整えるものとする。

### 第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

#### 第8条（ステークホルダーとの協働）

当社は、持続的な成長による企業の永続的発展及び中長期的な企業価値向上のため、当社を取り巻く顧客、取引先、従業員、市民社会などをはじめとするステークホルダーとの適切な協働に努めるものとする。

#### 第9条（行動準則）

当社は、全ての役員及び全従業員が遵守すべき事項として「AZ-COM丸和グループ行動憲章」を定める。また、行動憲章を基軸として、より具体的な行動規範として「AZ-COM丸和グループ行動規範」を定めるとともに、社内イントラネットホームページや経営計画書へ掲載し、適宜確認できる環境を整備する。

2. 当社の行動準則である「AZ-COM丸和グループ行動憲章」及び「AZ-COM丸和グループ行動規範」については、年1回開催する全社員参加の経営計画発表大会及び各種研修会等にて全社員への浸透を図る。また、行動準則の実践状況については、取締役会で適宜レビューを行うものとする。

#### 第10条（持続可能性に関する課題への対応）

当社は、社会、環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）に関する課題に対して適切な対応を行うものとする。具体的には、持続可能な社会を目指した取組み、コミュニケーション、全てのステークホルダーとの良好な関係構築を高めて、企業の社会的責任を果たし得る、適切な対応を行うものとする。

2. 当社は、取締役会において、サステナビリティに対する課題への対応をリスク管理と認識するとともに、その情報共有を図り、的確に対処することに取り組むものとする。

#### 第11条（多様性の確保）

当社は、「社員すべてが同じ目標をもった同志として経営に参画すること」を基本的考えとして、性別・国籍・年齢・障害の有無などを問わない多様な人材が当社グループの事業に新たな発着想とアイデアをもたらすイノベーションの原動力となると確信し、多様性の確保と組織づくりを推進していく。

2. 当社は、女性社員が継続的に活躍できる職場環境づくりやワーク・ライフ・バランス実現に向けた支援として、社内の意識改革を図ること、育児に関する両立支援制度の整備と社内周知、職域拡大などの拡充を行っていく。

#### 第12条（社内通報制度）

当社は、社内通報に係る適切な体制の整備として、社内通報制度規程を策定し、法務・リスク管理部内に社内通報制度窓口を設置する。

2. 社内通報があった場合、社内通報制度規程に基づき法務部から関連部門へ調査・対応策の立案・実施の指示を行うとともに、通報者へ対応報告・是正確認を行うものとする。また、コンプライアンス部門担当取締役が、取締役会へ運用状況の報告を適宜行うものとする。
3. 社内通報制度の窓口は、社内から独立した顧問弁護士又は外部の専門業者とし、より一層の利便性の向上及び内部牽制の構築を図るものとする。
4. 社内通報においては、通報者に対する不利益な取り扱いを禁止する旨を社内通報制度規程に定め、通報者が保護される体制を構築する。

#### 第13条（企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）

当社は、企業年金の運用に当たる適切な資質をもった人材を委員として構成される年金資産運用委員会を設置する。

2. 年金資産運用委員会では、運用委託会社の選定、資産配分等に関する事項や運用委託会社の資産構成に関する事項、運用結果、評価に関する事項、運用の基本方針に関する事項等の審議・検討を行う。

## 第4章 適切な情報開示と透明性の確保

#### 第14条（情報開示の充実）

当社は、法令に基づく開示を適切に行うとともに、「ディスクロージャーポリシー」に基づき、財務情報のみならず、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンス等の非財務情報についても、株主との建設的な会話の基盤となるよう、分かりやすく有用性が高い情報提供に取り組むものとする。

2. 実効的なコーポレートガバナンスを実現するため、次の事項について開示を行う。
  - (1) 経営理念等や経営戦略、経営計画（サステナビリティに対する取組みを含む）
  - (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
  - (3) 経営陣幹部・取締役報酬決定の方針と手続
  - (4) 取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
  - (5) 取締役・監査役候補者の個々の選解任・指名についての説明
3. 当社は、ステークホルダーから信頼及び信用を高めるため、当社をより深く理解して頂くことが重要であるとの認識のもと、当社の企業情報を迅速かつ正確に公表するとともに、わかりやすい表現を用い、具体的な内容とすることに努める。
4. 当社は、海外投資家等の利便の向上に資するため、株主総会招集通知、決算短信、その

他必要とされる開示書類等の英語版の情報を当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて開示する。

5. 当社は、当社の事業が気候変動に与える影響の抑制を重要な経営課題と捉え、気候変動に対する取組みを積極的に推進するため、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言に基づき、気候変動が事業に与えるリスク及び機会を分析し、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」等の観点から開示を行う。

## 第5章 コーポレートガバナンス体制

### 第15条（取締役会の役割・責務）

取締役会は、経営理念を実現するため、経営戦略や経営計画を策定する。その際には、外部及び内部環境と件を十分調査し、現場でのヒアリングを重ね、より具体的で裏付けのある審議資料を作成するとともに、建設的な議論を行う。

2. 取締役会においては、法令及び定款で定められた事項を決議するほか、重要事項と位置付けるものについて、取締役会規程に定め決議を行う。
3. 取締役会の決議事項以外の業務執行の決定は、職務権限規程により取締役会から執行役員等の経営陣に対して適切に権限委譲を行うことにより、意思決定の迅速化を図る。
4. 取締役会は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、経営戦略に基づく中期経営計画の内容をより多くの株主が理解できるよう、決算説明会や株主総会などで説明にあたる。また、取締役会及び経営陣幹部は、中期経営計画の実現に向けて、計画の分析、進捗管理に最善の努力を行う。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させる。
5. 取締役会は、将来にわたる経営に対して責任を負う。そのため、後継者の育成を最も重要な責務の一つであると認識するとともに、最高経営責任者等の後継者候補育成に対して必要な助言及び適切な監督を行う。
6. 取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支えるため、経営陣幹部からの提案は十分な審議の上で承認するとともに、実行時においても執行者の意思決定を尊重し、提案の実現を支援する。
7. 取締役会は、経営陣に対し持続的な成長に向けた健全なインセンティブを付与するため、業績連動型の株式報酬制度を導入する。
8. 取締役会は、サステナビリティに関する方針を策定し、企業の持続的成長に資する経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略に対する適切な監督を行う。
9. 取締役会は、事業年度ごとに、中期計画及び年次計画に照らした業績評価を行い、その評価結果を経営陣幹部の人事に反映する。
10. ネガティブな情報もポジティブな情報も公正に開示するため、重要なリリース内容は、情報取扱責任者（担当取締役）が確認を行い、必要に応じて取締役会へ報告を行う。加えて、情報の正確性・適時性を確保するため、社内及びグループ会社からの報告体制を構築する。
11. 取締役会は、CEOを含めた経営陣幹部の指名を行うに当たり、客観性・適時性・透明性を担保するため、委員の過半数を独立役員とした任意の指名・報酬委員会の答申に基

づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する経営陣幹部、及び取締役・監査役に相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を選任する。なお、職務の執行の結果がそれに伴わない場合及び取締役・監査役としての職務の執行を委ねるに値しない事情が生じた場合には、任意の指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役・監査役候補者として指名せず、また、取締役・監査役としての役職を解任する。

#### 第16条（内部統制及びリスク管理体制）

コンプライアンス及び財務報告に係る内部統制並びにリスク管理体制に関して、リスク管理委員会を設置し、リスク発生の未然防止並びにリスク管理に取り組む体制を構築する。

2. 利益相反取引については、法令に従い、取締役会の承認を受けて実施し、その結果を取締役に報告する。

#### 第17条（監査役会の役割・責務）

監査役会は、過半数以上を社外監査役とし、独立した立場において監査役としての役割及び責務を果たすものとする。また、監査役の中から、常勤監査役を選任し、取締役会に加えて社内の重要な会議等にも出席し、積極的な情報収集を行うことで、適切な判断を行うものとする。

2. 監査役会は、社外取締役との情報交換会等を設けることにより情報交換及び認識共有等の連携を図るものとする。

#### 第18条（取締役・監査役等の受託者責任）

取締役・監査役等は、株主からの受託者責任を果たし、会社や株主共同の利益を高めるため、情報公開を最も重要な経営課題の一つであると認識し、各ステークホルダーへの情報発信や対話を通じて、必要とする情報提供を行う。また、社外取締役及び社外監査役を選任し、社外や株主の視点から、会社や株主共同の利益を高めるよう、取締役の業務執行の監督や経営計画への意見等を反映させるものとする。

#### 第19条（経営の監督と執行）

当社では、独立社外取締役を選任し、取締役会等において独立かつ客観的な立場から、実効性の高い経営の監督体制を確保する。また、今後のガバナンス体制の更なる強化及び当社事業規模の拡大などのため、必要に応じて独立社外取締役の増員を検討する。

#### 第20条（独立社外取締役の役割・責務）

独立社外取締役は、その専門的な知識と豊富な経験に基づき、取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する意見及び取締役や主要株主等との利益相反取引の監督などを行うものとする。

#### 第21条（独立社外取締役の有効な活用）

当社は、独立社外取締役を有効に活用するため、社外取締役及び社外監査役を含めた情報交換会を定期的実施し、経営陣幹部や監査役等との情報交換及び認識共有を図るも

のとする。また、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為を行うにあたっては、独立社外取締役のみで構成された特別委員会にて審議・検討を行うものとする。

#### 第22条（独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）

当社では、独立社外取締役の要件として、会社法に定める社外性要件及び東京証券取引所が定める独立性基準を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者であること、また、取締役会等において率直で活発な意見提示ができ、かつ当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる者と定める。取締役会においては、この基準を考慮し、独立社外取締役候補者の選定を行うものとする。

#### 第23条（任意の仕組みの活用）

当社は、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を選択する。法定の機関設計以外に、取締役会の機能を補完するため、リスク管理委員会、委員の過半数を独立役員とした任意の指名・報酬委員会を設置し、統治機能の強化に取り組むものとする。また、当社は、社会情勢や経営環境等を勘案し、適宜任意の機関設計を行い、コーポレートガバナンス体制の強化に努めるものとする。

#### 第24条（取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件）

取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実効的に果たすため、取締役の員数は15名以内、監査役の員数は5名以内とする。

2. 取締役の構成においては、専門知識・経験・能力等の全体的なバランスや多様性を考慮して決定する。監査役の構成においては、財務・会計に関する適切な知見を有する者を1名以上選任し実効性の確保を図る。
3. 取締役及び監査役が役割・責務を適切に果たすことができるようにするため、役員等を兼任する場合は、合理的な範囲となるよう配慮する。
4. 取締役会及び監査役会の実効性を確保するため、次の事項について開示を行う。
  - (1) 取締役の選解任に関する方針及び手続
  - (2) 取締役を選任するにあたって考慮した専門性や経験の一覧（スキル・マトリクス）
  - (3) 取締役及び監査役の兼任状況
5. 取締役は相互に職務の執行を監督し、取締役会の実効性の分析や機能向上に努めるとともに、継続して取締役会運営の適切な見直しを行うものとする。
6. 取締役会は、各取締役による自己評価等を参考に取締役会全体の実効性について、毎年分析・評価を行い、その結果の概要について開示を行う。

#### 第25条（取締役会における審議の活性化）

当社は、取締役会の審議の活性化のため、次の事項について実施する。

- (1) 取締役会の資料については、審議時間確保のため、会日の事前に配布を行うものとする
- (2) 取締役会の資料以外にも必要に応じ、取締役に対して十分な情報を提供する
- (3) 毎事業年度開始前に年間開催スケジュールを取締役及び監査役へ通知する

- (4) 取締役会は、原則として毎月1回開催するものとし、審議項目数が多い場合や審議時間が十分に確保できない場合においては、別途取締役会日程を確保するものとする

#### 第26条 (情報入手と支援体制)

取締役及び監査役は、その役割・責務を実効的に果たすべく、重要且つ必要な会議に自ら参画し情報収集に努めるものとする。また、職務遂行に必要となる情報について、関連する部門へ情報や資料を求め、情報提供を求められた部門は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しなければならない。

2. 当社は、社外取締役と当社との連携窓口として取締役会事務局より担当者を指名し、支援体制を整えるものとする。
3. 当社は、監査役の職務に関連して、補助者の要請があった場合には、適切な人員を選任するものとする。
4. 取締役及び監査役は、中長期の市場環境の予測、コーポレートガバナンス体制の有効性の検証、市場ニーズの把握など、業務遂行上、第三者の意見や視点が必要と判断される案件については、取締役会での審議の参考とするため、コンサルタント及び弁護士並びに公認会計士などをはじめ、外部専門家を積極的に活用し、検討し助言を得ることとする。それに伴い生じる費用は、取締役及び監査役の請求等により社内規程に基づき、当社にて負担する。
5. 内部監査室は、内部監査により認識された業務執行の状況について代表取締役並びに取締役会及び監査役会に直接報告を行うものとし、適宜取締役及び監査役への情報共有を行うこととする。また、内部監査の指摘事項については、担当取締役より各部門への改善指示を行い、適切な改善を実施する。
6. 内部監査室は、常勤監査役との定期的なミーティングを開催し、各事業の問題・課題等を含み監査状況について報告し、適宜、常勤監査役を通じて、社外取締役への情報提供を行うものとする。

#### 第27条 (取締役・監査役のトレーニング)

当社は、取締役及び監査役が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、常に必要な知識の習得や更新に努めるよう、情報を提供し職務執行を支援するものとする。また、取締役及び監査役が求められる役割や責務を果たすために必要な知識・情報を取得するため、定期的に役員研修会を実施するものとする。

2. 取締役及び監査役並びに執行役員に対しては、新しい知識の習得や生きた情報に触れて自己啓発等を促進する目的として、外部セミナー、外部団体への加入及び人的ネットワーク（異業種交流）への参加を推奨すると共に、その費用については参加者の請求等により、社内規程に基づき、当社にて負担する。
3. 取締役及び監査役が新たに就任する際には、会社の事業や組織、財務状況等、その責務を遂行する為に必要な情報を提供するものとする。また、就任後においても取締役・監査役からの要請に応じて、事業内容の説明や社内各部門との面談等を適宜実施する。

## 第28条（会計監査）

当社は、会計監査人が高品質な監査を実施できるようにするため、当社経営陣との直接の面談及び監査役会や経理部門等の関連部門と連携し、十分な監査時間や監査体制の確保に努め、会計監査人の適正な監査を確保する。

2. 会計監査人において監査役会においては、次の事項について対応を行う。
  - （1）会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価ができるよう、基準を策定する。
  - （2）会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行う。
3. 取締役会及び監査役会は、会計監査人に対し以下の対応を実施する。
  - （1）会計監査人と事前協議を実施の上、監査スケジュール等を策定し、会計監査人が高品質な監査を可能とする十分な監査時間を確保する。
  - （2）会計監査人から要請があれば、代表取締役をはじめ各業務執行役員等の経営陣幹部との面談時間を設ける。
  - （3）定期的な会合等を通じて、会計監査人と監査役や内部監査室との連携を確保する。また、社外取締役については、常勤監査役が社外取締役と連携し、随時必要な情報交換を行い、会計監査人が必要とする情報等の提供を行うとともに、会計監査人からの情報も常勤監査役を通じ、社外取締役と共有する。
  - （4）会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や不備・問題点を指摘した場合、代表取締役の指示により、各管掌取締役が中心となり、調査・是正を行い、その結果報告ができる体制を整備する。また、監査役会は、常勤監査役が中心となり、内部監査室や関連部門と連携・調査・是正を行う。

## 第6章 株主との対話

### 第29条（株主との建設的な対話に関する方針）

当社は、株主並びにステークホルダーとの対話の窓口として企画・広報・IR部を設置する。

2. 当社は、株主との建設的な対話を促進するため、株主との対話を統括する役員としてIR担当取締役を指定し、代表取締役をはじめとする経営陣幹部による対話等を中心に推進することとする。
3. IR活動においては、投資家訪問、電話取材等のIR取材、機関投資家・アナリストを対象とした半期ごとの決算説明会、海外IR活動、個人投資家説明会、スモールミーティング、当社物流センターの見学会等を積極的に実施し、当社の成長戦略等の理解を深めて頂くよう取り組むこととする。
4. 株主との対話に際しては、積極的に行いつつも、インサイダー情報の漏洩防止に留意するものとする。
5. 当社は、毎年3月末及び9月末時点で更新される株主名簿をはじめ、当社株式に関する大量保有報告書の内容を適宜確認することで、当社の株主構造の把握に努めるものとする。

### 第30条（経営戦略や経営計画の策定・公表）

取締役会及び経営陣幹部は、経営戦略に対する株主の理解を得られることが、当社の持続的成長と企業価値向上に不可欠であるという考えのもと、経営戦略の重要な要素となる収益計画や資源配分などの経営方針、主要取り組み課題、事業ポートフォリオの内容について、決算説明会等にて明確かつ丁寧な説明に努めるものとする。

## 第7章 その他

### 第31条（改廃）

本ガイドラインは、実効的なコーポレートガバナンスが不変ではないとの認識を持ち、社会情勢や経済環境の変化等も踏まえ、適宜、取締役会において改廃の要否について検討を行い、必要に応じて取締役会決議により見直しを行うものとする。

## 附則

1. このガイドラインは、平成27年12月16日より施行する。
2. このガイドラインは、平成28年11月16日より一部改訂する。
3. このガイドラインは、平成29年5月1日より一部改訂する。
4. このガイドラインは、平成29年6月29日より一部改訂する。
5. このガイドラインは、平成30年6月28日より一部改訂する。
6. このガイドラインは、平成30年12月21日より一部改訂する。
7. このガイドラインは、令和4年10月1日より一部改訂する。
8. このガイドラインは、令和7年6月25日より一部改訂する。